

企業会計基準委員会と国際会計基準審議会（IASB）との 第 10 回共同会議の概要

I. 日時、場所

2009 年 9 月 7 日（月） 8：30 ～ 17：00

2009 年 9 月 8 日（火） 9：00 ～ 12：00

場所：IASB 会議室

II. 出席者

ASBJ：西川委員長、加藤委員（7 日のみ）、新井委員、小賀坂主席研究員、豊田主任研究員（7 日のみ）、荻原主任研究員、板橋専門研究員

上記のほか。坂本委員、中村委員、野村委員、山田委員、秋葉前主席研究員他もテレビ会議で東京から参加

IASB：Tweedie 議長、Cooper 理事、山田理事、Clark ディレクター、Teixeira ディレクター、Upton ディレクター、Rees シニアプロジェクトマネジャー他

III. 全体のスケジュール

日時	議事
9 月 7 日 8:30 – 13:15 (公開)	1. 負債の測定 - 金融負債及び非金融負債（IAS 第 37 号）に関する横断的論点 - IASB のディスカッション・ペーパー「負債の測定における信用リスク」に対する ASBJ コメント¹ 2. 金融商品（分類及び測定） - IASB の公開草案（ED）に対する ASBJ コメント案 3. その他包括利益とリサイクリングの有無 - 財務諸表の表示、金融商品（分類及び測定）、退職後給付に関する横断的論点
14:15–15:30 (公開)	4. その他包括利益とリサイクリングの有無（続き）
15:45–17:00	5. 日本における IFRS の導入 - 企業会計審議会の中間報告 - 日本における IFRS の導入における課題の解決
9 月 9 日 9:00–12:00	6. IASB の活動のアップデート 8 月公表の作業計画について 7. ASBJ の活動のアップデート 9 月公表の作業計画について

IV. 議事概要

1. 負債の測定

(1) 各論点の概要

¹ 9 月 1 日に、ASBJ から IASB 宛に当該 DP に対するコメントを提出した。

負債の測定の横断的な論点に関して、ASBJ 側から以下のような概要の説明を行った。

① 信用リスク

- 負債の公正価値の測定に信用リスクを織り込むべきかという論点と、信用リスクを織り込んだ測定値をどの範囲で用いるべきかという論点を区別すべきである。負債を公正価値で測定する場合には、信用リスクを反映すべきと考えているが、基本的に、信用リスクを反映すべきなのは、契約上のキャッシュ・フローに利息を含んでいる負債のみと考えている。
- 契約上のキャッシュ・フローが固定されている負債については、再測定の損益が将来キャッシュ・フローの予測に有用ではないため、再測定は不要である。キャッシュ・フローが変動する負債については、再測定が必要であるとしても、デリバティブなど限られたケースを除いては、信用リスクを含めるべきでない。

② 金融負債

- 契約上のキャッシュ・フローが固定されている負債は償却原価法を適用することが適切である。金融負債に関して公正価値オプションを適用した結果、評価益を計上する事例があるが、未認識の無形資産を考慮するとマッチングの改善となるか疑問である。リース債務についても、一般的に再測定は不要と考えている。

③ 非金融負債

- 費用を相手勘定として計上される引当金の測定にマージンを含めることは、最終的に戻入されると予想される場合には適切ではない。
- 7 月 IASB 会議で議論された「value to the entity of not having to fulfill the obligation」の概念は、企業が自ら履行する方が有利な場合にも、自ら履行する可能性を反映していない。非金融負債の測定は、企業が最終的に義務の履行のために支払う場合と直ちに第三者に義務を移転するために支払う場合のどちらか低い方であるべきである。

(2) IASB の DP 「負債の測定における信用リスク」に対するコメント概要²の説明

IASB 側から、DP に寄せられたコメントの概要の説明があった。

- 負債の測定に関する包括的な分析が DP に記載されていないとの指摘があったが、コメントの焦点を信用状態（credit standing）に絞るためにあえてそうしなかった。
- コメントの大半は ASBJ コメントと似ており、負債が現金と交換で発生した場合には信用リスクを反映すべきだが、それ以外の場合には信用リスクを反映すべきでないとしている。多くのコメントが、使用する割引率はリスク・フリー・レートであるべきとしている。事後測定は、多くのコメントが公正価値には信用状態を含むべきとしている。
- 格付けなどの信用状態が変動しなくても、信用スプレッドが変動することがあるが、ほとんどのコメントは、この 2 つの変動を区別せずに、1 つの現象として議論している。

(3) 意見交換の概要

① 信用リスク

- 信用リスクの悪化により評価益が計上されるパラドクスは避けるべきである。発行した社

² 2009 年 9 月の IASB 会議で、本 DP のコメント分析が取り上げられている。

債を安く市場から買い取る場合には利益を得られるが、それは稀である。利益の実現が不可能とわかっていながら未実現の評価益を計上すれば、後の期間で損失が発生し、利用者に誤解を招きかねない。信用悪化による負債の評価益は一時的な計上であり無意味という注釈をつければよいが、それなら最初から計上しない方が分かりやすい。（ASBJ）

- 信用状態（格付け）の変動と信用スプレッドの変動を区別して考えるべきである。必ずしも信用状態が変動したわけではなく、信用スプレッドの変動のみが起こる場合もある。い。負債の評価には、信用リスクの変動すべてを反映するべきなのか、信用状態の変動だけを反映するべきなのか。（IASB）
- 格付けが変化しない中で、信用スプレッドが拡大したことは、格付けに対する信頼が失われた面があるのではないか。信用スプレッドは市場で観察できるが、信用状態については、格付け以外に適切な指標があるのか。信用状態の変動と信用スプレッドの変動は概念的には区別できて、結局２つをセットにして判断せざるをえないのではないか。（ASBJ）
- 確かに信用状態の指標は格付け以外にはない。市場ではスプレッドが拡大してから格付けが変るまで実際には時間がかかるが、拡大の原因を特定するのは困難である。理論的には、信用状態と信用スプレッドを区別しても、実際には２つを区分するのは難しい。（IASB）
- 信用スプレッドは、より包括的で市場志向の高い指標であり、信用リスクのあらゆる要素を反映する一方、信用状態は１つの要素にすぎない。格付会社の評価である信用状態よりも信用スプレッドの方が信頼性は高い、という考え方があり得る。（ASBJ）

② 非金融負債

- マージンの定義について、プロフィットと同義と考えているが、IASB 側ではより広い意味で使用しているのではないか。（ASBJ）
- マージンに含め得るのは、マージナルコスト、配賦された間接費、機会費用及び上乗せされる利益の４つであるが、IASB 内でも意見の違いがある。（IASB）
- 企業が自ら履行する場合にマージン部分を上乗せすると、実際に発生しない過大な費用が認識され、後に実際に自ら履行した際に利益となることは、実態を反映していない。（ASBJ）
- ASBJ は自らの履行を前提としているが、現在検討しているアプローチは移転を前提とした概念であり、マージンを含めている。（IASB）
- 企業が自ら実施する場合と他に外注する場合の両方がある場合には、そのうち安い方法がとられるのが現実的であるが、一律に外注（移転）を前提とするのは架空の計算であり有用な情報に結びつかないのではないか。（ASBJ）
- 外注するより自ら実施した方が安い場合に、未実施なのに低い金額で認識すると現時点で前倒しで利益を計上することになる。むしろ、実際に自ら実施したときに、過去の累積として利益を認識すべきである。（IASB）

2. 金融商品

(1) 各論点の概要

IASB の ED「金融商品：分類及び測定」に対する ASBJ のコメント案³に基づき、ASBJ 側から以下のような概要の説明を行った。

³ 9月14日に、ASBJ から IASB 宛に当該 ED に対するコメントを提出した。

- ED では、企業の事業モデルに基づき金融商品を分類するとしており、その考え方に賛同する。
- ED では再分類を禁止しているが、その可否については、レリバンスと恣意性の排除による信頼性のバランスを考慮する必要がある。「企業の事業モデル」に基づく分類であることを踏まえると、事業モデルを大きく転換した場合には、再分類せざるを得ないと考ええる。
- 株式について、評価差額をその他の包括利益（OCI）に表示するオプションを認める ED の考えを支持する。ただし、その場合、リサイクリングが必要であると考ええる。リサイクリングの問題は、個別の基準で決めるべきではなく、包括的に検討すべきである。
- 非上場株式は、信頼性をもって公正価値を測定できない場合があり、その場合は一律公正価値測定とすることには同意しない。
- 分類及び測定に関するプロジェクトは、FASB との MoU 項目であり、早期にコンバージェンスを図ることを望む。

（２）意見交換の概要

① 提案されている分類モデル

- 日本では、評価差額を OCI 表示することは賛成するが、その場合でもリサイクリングを維持すべきとの意見が多い。公正価値の範囲を広げるのは FASB の方向性でもあるが、その差額をすべて純利益で認識することは、日本では反対意見が多い。（ASBJ）
- IASB と FASB の提案を比較すると、最も重要なのは、公正価値と償却原価の区分について、どこに線引きがなされているかであり、IASB の ED の提案は、償却原価に排他的でない点で支持されているものと理解している。（ASBJ）
- 日本における円卓会議では、２区分とすることに賛成がほとんどであったが、主に金融機関からトランシェ分け構造について最優先の部分だけが償却原価の対象となることに反対意見が多かった。（ASBJ）
- ED におけるウォーター・フォール構造の取扱い、金融商品それ自体が劣後するか、企業全体として劣後するかを基準としており明確である。（IASB）
- 一企業に対する債権も証券化商品も信用リスクを反映した金利・利益を投資者に配分するものという点で、本質的に変わらない。しかし ED では、結果として、構造により取扱いが異なっており、さらに説明が必要ではないかと考える。（ASBJ）
- 誰も最劣後の部分も償却原価でよいとは思っていないと思うが、どこで線を引くかが難しい。一部の銀行から、原資産自体が基本的な貸付金の特徴を有しており、トランシェの変動性が原資産より小さいのであれば償却原価とし、変動性が大きい若しくは原資産自体が基本的な貸付金の特徴を有していないのであれば公正価値とするという提案もある。（IASB）
- 我々も同様のことを検討した。日本における円卓会議で IASB 理事が強調していたように、原資産をルックスルーするというのは実現可能性があるのかに問題はあがあるが、原則主義の基準として、１つの解決策に近いと考えている。（ASBJ）

② 再分類

- ASBJ のコメント案は、事業モデルの転換による場合は再分類を認めるべきとの主張と理解しているが、企業が突然取締役会などで事業モデルを変更してしまった場合、それで再

分類を認めるのか。市場が活発ではなくなったことを理由にトレーディング扱いを止め、その後回復したら戻すというような運用になることは避けたいと考えている。（IASB）

- 経営者の意図ではなく、事業モデルに着目することは説得的と考えているが、企業の事業モデルが変わっているのに、従前の処理を続けるのは実態を表さないと考える。事業モデルの変更は、取締役会の決議等だけで判断されるべきものではなく、その後、実際に事業モデルを変更した段階で判断すべきものとする。（ASBJ）
- 実際には、そのような判断は難しいのではないかと。（IASB）

③ いわゆる戦略的投資（持合い株式）の取扱い

- 日本の市場関係者は、仮にリサイクリングなしとされた場合であっても、少なくとも受取配当金だけは純利益とされることを強く要望している。（ASBJ）
- コメントが提出されれば、あらゆる事項について検討の余地がある。（IASB）
（リサイクリングについては、「3. その他包括利益、リサイクリングの有無」のセッションで議論をしている。）

④ 非上場株式の公正価値測定

- スタッフのほとんどは、IAS 第 39 号の例外（取得原価での測定）の適用は極めて狭く、ほとんどの非上場株式は公正価値測定されているだろうと考えていたが、実務上は、原価評価がもう少し広く行われているようである。日本ではどのような状況か。（IASB）
- 日本の現行の会計基準では、非上場株式は公正価値測定されない。IFRS の任意適用を検討するに際し、この非上場株式公正価値測定に関する現在の IAS39 の規定の解釈一つの論点となっている。（ASBJ）
- IASB は合理的に公正価値算定ができないことが稀だと考えているが、ほとんどの作成者は計算できることのほうが稀と考えているのではないかと。非上場株式は一般の事業会社も多く保有しており、企業買収の際に評価するとしても、毎期の計算には莫大なコストがかかる。（ASBJ）

⑤ IASB と FASB のコンバージェンス

- IASB と FASB の見直しの方向性が異なっていることに懸念を有している。コンバージェンスを達成してもらいたい。（ASBJ）
- 10 月の合同会議で FASB と議論をする。同じ結果となるよう最善を尽くしたい。（IASB）

3. その他包括利益、リサイクリングの有無

(1) 論点の概要

その他包括利益、リサイクリングの有無の論点に関して、ASBJ 側から以下のような概要の説明を行った。

① 利益の概念

- 利益は、実際の業績を示すことと、クリーンサープラス関係を保つことが必要である。
- 包括利益は、純資産の増減のうち資本取引の増減を除く定義は明確だが、その内容は資産や負債をどのように測定するか依存し、単なる純資産の差額は実際の業績を示さず、それ自体は有用ではないと考える。したがって、IASB では、有用な情報となるように、よ

り適切に包括利益を分解することを議論しているのではないかと理解している。

- 当期純利益は、事前の期待に見合う実際の業績を示す利益であるため、期待を改訂することにより、企業の将来キャッシュ・フローの見積りに役立つと考えられる。当期純利益には、単なる純資産の増減に加え、投資のリスクからの解放、すなわち投資への期待が事実に変化したことが必要である。

② 財務報告における利益の表示

- 期純利益と包括利益のどちらか一方の利益のみを開示するのは、市場関係者の十分な理解が得られていない現状では開示の後退を意味するため、2つの利益を開示すべきである。
- 当期純利益と包括利益は別々に決定され得るものであるため、クリーンサープラス関係を保った2つの利益を開示する‘dual profit presentation system’が考えられる。その場合、リサイクリングは手続として必須である。逆に、当期純利益又は包括利益のいずれか1つの利益を開示する‘single profit presentation system’では、2つの利益の調整であるOCIもリサイクルも必要ない。
- 投資への期待が事実に変化したことに基づく当期純利益に対し、包括利益は資産や負債をどのように測定するか明確ではないと考えている。OCIは、当期純利益と包括利益の単なる差額に過ぎず、包括利益が明確でないため、必然的に明確とならない。

(2) 前半の意見交換の概要

① 利益の概念について

- 実際の業績とは、実現を意味しているか。包括利益の定義は明確であるが、その基礎となる資産及び負債の測定は明確でないとの指摘があるが、提案はあるか。（IASB）
- 実際の業績とは、投資の際の事前の期待が、実際の成果になったことを意味している。金融投資は、公正価値で測定しその変動を損益計上することが業績を表すことが多いが、事業投資は、公正価値で測定しその変動を損益計上することは業績を表さないと考えている。貸借対照表では、公正価値で測定する要請があるが、純資産に計上される公正価値の期間変動は、将来の成果を予測上で役に立つことは少なく、当期純利益の方が役に立つと考えている。（ASBJ）
- 包括利益を定義することは難しい問題である。英国でOCIを導入した際の名称として、その他の認識されたインカムと呼んでいた。つまり、包括的にすべてを認識してはいないが、その他として認識されたものであることを意味していた。（IASB）

② 財務報告における利益の表示について

- 営業外損益と特別損益を、営業利益の下に表示する日本の現在の損益計算書が示されているが、興味深い。営業外損益と特別損益にはどのような項目が考えられるのか。（IASB）
- 営業外損益には、利息の受払いが含まれ、特別損益には、固定資産の売却損益やAFS有価証券の売却損益が含まれる。日本では、当期純利益よりも業績を示す場合がある営業利益や経常利益の小計を設けているが、特別損益に何が含まれるかは古くから議論があり、分類に難しい面はある。（ASBJ）
- 企業の業績をみるときに、経常利益を使うのか。IFRSでは固定資産の再評価が認められるが、売却時に、過去の何十年間の含み益が利益に含まれ、OCIの再評価差額は減算され

ることになろう。しかしながら、このような利益は、将来の利益予測には役に立たないと考えるので、再評価時にだけ計上でよいのではないか。（IASB）

- （一人の IASB 理事）個人的には、キャッシュ・フロー・ヘッジや、為替換算調整勘定については、リサイクリングは必要であると考え。しかし、年金債務については、寿命予測の変化などで金額が変わった場合でも、その変動は業績となるため、任意に何らかの方法でリサイクルすることは有用な情報にならないと考える。貸借対照表には年金債務の現在の残高を表示すべきであり、OCI を使ってリサイクリングすることは平準化であり認められない。（IASB）
- 営業利益や経常利益は、クリーンサープラスの関係がないのではないかと。また、実現によるリスクからの解放の考え方に関して、例えば、棚卸資産の評価損や固定資産の減損損失は当期純利益に含まれるのかどうか。（IASB）
- 当期純利益には、棚卸資産の評価損や固定資産の減損損失も含まれる。クリーンサープラス関係のない営業利益や経常利益は、当期純利益や包括利益というボトムラインとは区別すべきものである。クリーンサープラス関係は、究極的にキャッシュ・フローと一致し、借方と貸方がバランスするものであり、非常に信頼性を高める機能がある。クリーンサープラス関係のあるボトムラインを表示しつつ、経常利益等分解された利益も表示するという点は、お互いに同じ考え方である。（ASBJ）
- クリーンサープラス関係が、1950 年代に重視されたのは、乱用防止のためであり、現在の状況は異なっている。クリーンサープラス関係が重要かどうか、投資のリスクからの解放の概念という点が、ASBJ と IASB の間で大きく異なっている。（IASB）

(3) Cooper IASB 理事の財務諸表の表示に関するメモに基づく議論の概要

後半では、Cooper IASB 理事より提示されたメモをもとに、OCI とリサイクリングの必要性及びリサイクリングする OCI の範囲に関する議論が行われた。

- 同じ OCI であっても、為替換算は外貨建資産の価値変動ではなく為替のみの変動しか表わさないため「不完全」、退職給付未認識項目は「完全」な損益であり、予測価値が異なる。年金についてリサイクリングしても、平準化にすぎず、予測価値はなく有用性が高まるとは思わない。（IASB）
- リサイクリングの有無の判断基準の「完全」と「不完全」とはどのようなものか。（ASBJ）
- 平準化や、単に実現しただけではリサイクリングしない。未実現の情報がより有用である場合には、必ずしも実現後にリサイクルする必要はないと考える。OCI のうち、部分認識するタイプはリサイクリングすべきである。たとえば、キャッシュ・フロー・ヘッジでは、デリバティブの損益のみでは将来の損益の予測が与えられず、リサイクリングすることでヘッジ会計の結果が分かって有用となる。（IASB）
- 固定資産の再評価は、選択的な処理であるため、再評価を選択しない会社が売却して損益を認識することとの比較を重視するとリサイクリングすることになるが、利益は１度だけしか認識しない考え方のどちらを重視すべきかが論点となる。（IASB）
- 様々な profit があることは理解しており、IASB 内でもリサイクリングの対象についての考え方も分かれている。何をリサイクリングすべきかの概念を考えるべきであり、特に年金については原則を決めるべきである。（IASB）
- 年金について平準化しないという考え方は理解したが、一時認識するかしないかは大きな

影響があり簡単にはいかない。会計処理が多様な現状において表示のみで議論することは難しい。（ASBJ）

（４）包括利益計算書の１計算書方式と２計算書方式について

- ・ 金融商品のセクションで、FASB とのコンバージェンスに関する質問があったが、包括利益計算書に関して FASB とそろえ１計算書となることが考えられる。（IASB）
- ・ １計算書方式は、財務諸表表示プロジェクトで切り離して先に検討するのか。（ASBJ）
- ・ 現在の FASB での暫定合意では一定の負債商品の変動が純損益と OCI に分かれるので１計算書にすることが必要とされているが、IASB でも損益が OCI に計上される戦略投資のために１計算書とすることが必要となるかもしれない。（IASB）

４．日本での IFRS 導入に関する問題点への対応

（１）日本での IFRS 導入に関する問題点への対応の説明

ASBJ 側から、日本での IFRS 導入にかかわる問題点への対応と IASB とのコミュニケーションについて、以下のような説明を行い議論を行った。

- ・ 企業会計審議会の中間報告が６月末に公表され、2010 年３月期からの IFRS の任意適用が認められた。IFRS の適用が日本企業に広がるとともに、多くの IFRS の適用に関する論点が発生することが予想される。
- ・ 多くの適用に関する問題は、日本のみで解決できると思われるが、解釈が難しい論点や重要な論点は、日本のみでは解決が難しいかもしれない。
- ・ 今回の会議では、このような問題を解決するための方法について議論したい。

（２）意見交換の概要

引き続き行われた意見交換では、ASBJ 側からの、ドイツのように解釈委員会を設置してガイダンスを発行する^４ことは可能かという質問に対して、IASB 側から、local のルールとなる懸念があるので、その方法は取らないで欲しいとの回答があった。また、IASB 側からは、協力が必要な場合には十分な対応を図ることも表明された。具体的には、日本サイドからの案件については、指定された IASB の２名の Senior members に相談すること、及び必要に応じて IASB 内の専門家グループ又は IFRIC にも関与してもらうことになった。

５．IASB の活動のアップデート

IASB が８月１日に公表した作業計画^５に基づき、IASB 側から直近の活動状況や主要プロジェクトを中心に説明がなされ、それに対する意見交換が行われた。

（１）金融危機への対応状況について

IASB 側から、金融危機対応の一環として連結と認識の中止は、現在 ED 後の再審議を開始していること、５月に ED を公表した公正価値測定は、SFAS 第 157 との差異を中心に今後検討を

^４ ９月８日に行われた各国設定主体（NSS）会議にて、ドイツの例が紹介された。

^５ IASB のウェブサイト^{（注）}を参照いただきたい。

行い、9月末のコメント期限の後、米国、アジア⁶、ヨーロッパで円卓会議を開催する予定であることなどが説明された。

その後、以下のような点に関して意見交換が行われた。

- 連結及び認識の中止のプロジェクトの予定と、FASBの基準との調整。
- 連結プロジェクトにおける関連会社の取扱いや認識の中止プロジェクトにおけるレポ取引の取扱い。
- IASBから公表された公正価値測定に関する公開草案。

(2) MOU プロジェクトへの対応状況について

IASB側から、FASBとのMOUプロジェクト項目である財務諸表の表示、資本の特徴を持つ金融商品、法人所得税、ジョイント・ベンチャー、リース、退職後給付、収益認識について、進捗状況の説明がなされた。

その後、以下のような点に関して意見交換が行われた。

- 非継続事業プロジェクトについて
- 財務諸表の表示プロジェクトでのキャッシュ・フロー計算書について
- 包括利益計算書の1計算書方式と2計算書方式について
- リースプロジェクトについて（貸手の会計、更新オプションの取扱い等）
- 負債と資本プロジェクトについて

(3) その他のプロジェクトについて

- IASB側から、その他のプロジェクト項目である年次改善、株主割当発行、排出権取引、IFRIC第14号の修正、保険契約、IAS第37号の修正、経営者による説明、料金規制活動、関連当事者開示などについて説明がなされた。また、概念フレームワークプロジェクトのフェーズごとの進捗状況についても説明された。

6. ASBJの活動のアップデート

(1) ASBJの活動のアップデートの説明

ASBJ側から、9月2日に公表した新しいプロジェクト計画表⁷の内容及び企業会計審議会の中間報告に対するASBJの対応について説明を行った。

① 新しいプロジェクト計画表の内容

- 新プロジェクト計画表は、2007年8月のIASBとの東京合意をベースに、企業会計審議会の「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」やIASBが8月に公表した作業計画を考慮して、2011年までの開発スケジュールを示している。
- 今回のプロジェクト計画表では、「既存の差異に関連するプロジェクト項目」、「IASB/FASBのMOUに関連するプロジェクト項目」、「MOU項目以外でIASBが検討中の項目」の3つにプロジェクトを分けている。

⁶ 11月27日にASBJにて開催予定である。

⁷ ASBJのウェブサイト¹を参照いただきたい。

② 企業会計審議会の中間報告への ASBJ の対応

- 中間報告によれば、国際的財務・事業活動を行っている上場会社の連結財務諸表には、今年度から任意適用が認められ、上場会社への IFRS の強制適用は、2012 年前後を目途に判断することとされている。また強制適用開始の時期は、IFRS の適用の最終判断後、少なくとも 3 年程度の準備期間を設け 2015 年ないし 2016 年となることが考えられる。なお、IFRS の適用には、日本基準と IFRS のコンバージェンスが大きく進展していることが不可欠とされている。
- 中間報告に対する ASBJ の対応として、(a) コンバージェンスの継続・加速化、(b) IFRS の設定過程への意見発信力の強化、(c) IFRS の日本語翻訳版のタイムリーな提供、(d) 関係者向けの教育への取組み、(e) IFRS 対応会議への ASBJ からの積極的な参画を行っている。

(2) 意見交換の概要

以下のような点に関して意見交換が行われた。

- MOU 関連等で今後開発する基準の適用時期
- IFRS 強制適用後の国内基準とコンバージェンス
- 中小企業向け IFRS について

V. 次回の予定

- 2010 年 4 月に東京で開催する予定である。

以 上